11月11日から11月17日は 1部落差別解消啓発週間」です

~美祢市福祉課人権推進室~

改めて 部落差別解消 について考えてみませんか

部落差別 とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

部落差別を正しく理解し、一人一人の人権が尊重 される社会の実現を目指しましよう。

部落差別やえせ同和行為を含む 様々な人権問題についての相談 みんなの人権110番ナビタイヤル 0570-003-110

事例 1 結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由 に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事 案が発生しています。

事例 3 差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書 きがされたり、ビラがまかれるといった 事案が発生しています。

事例 5 ネット差別

特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

事例 2 差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。 こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。

事例 4 えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を 口実に、企業や行政機関などへ不 当な圧力をかけ、高額の本を売り つけたり、寄附金を強要するなどの 行為です。

事例 6 土地差別

偏見や思い込みなどから、不動産取引において同和地区やその周辺の土地を避けたり、差別意識に基づいて土地の調査(土地差別調査)を行ったりする行為が挙げられます。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました

部落差別の解消の推進に関する法律 (平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

- ○部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議 (平成28年11月16日 衆議院法務委員会) 政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏ま えたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現 に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。
- ○部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議 (平成28年12月8日 参議院法務委員会) 国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。
- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、 それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

美祢市人権に関する市民意識調査(令和4年度)報告

(※部落差別に関する部分抜粋)

【調査の概要】

(調査の目的)

市民の人権に関する意識を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とするため

(調査の方法・回収状況)

(1)調査地域:美祢市全域

(2)調査期間: 令和5年2月16日から令和5年3月15日

(3)調査票配布数: 1,500票

(4)回収数(回収率): 604票 (40.4%)



【調査の結果】 同和問題に関する人権上の問題点と見聞について(抜粋)

- ① 同和問題に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。
- ② 過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか。(①②ともくは3つまで)

選択肢	①問題点		②見聞	
	回答人数(人)	·	回答人数(人)	回答割合(%)
結婚問題で周囲の反対を受けること	249	41.2	135	22.4
就職、職場で不利な扱いを受けること	131	21.7	23	3.8
差別的な言動をされること	160	26.5	66	10.9
身元調査をされること	143	23.7	69	11.4
インターネットを利用して差別的な情報が 掲載されること	94	15.6	22	3.6
差別的な落書きをされること	25	4.1	9	1.5
えせ同和行為がされること	52	8.6	23	3.8
住宅の購入や引っ越しをする場合に、そこが 同和地区かどうか調べたり、避けたりすること	86	14.2	68	11.3
その他	6	1.0	3	0.5
特にない	75	12.4	189	31.3
わからない	75	12.4	82	13.6

- 見聞きした経験について、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(22.4%)が 最も高く、次いで、「身元調査をされること」(11.4%)、「住宅の購入や引っ越 しをする場合に、そこが同和地区かどうか調べたり、避けたりすること」(11.3%) の順となっている。
- 実際に見聞きした「見聞」と「問題点」を比較すると、具体的な事象を表す選択肢の 回答割合については、すべて「見聞」が「問題点」を大きく下回っている。
- ●「特にない」については、「見聞」(31.3%)が「問題点」(12.4%)を大きく上回っている。